

評 価 書

平成29年11月13日
宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

南部地区職業教育拠点校整備事業

2 事業の概要

別添資料1「事業の概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

平成29年 8月28日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面（評価調書）の確定

平成29年 8月29日 宮城県行政評価委員会への諮問

平成29年 8月29日 行政活動の評価に関する条例第9条に基づく県民意見聴取
～9月29日

平成29年 9月 1日 同委員会大規模事業評価部会第1回開催

平成29年11月 1日 同委員会大規模事業評価部会第2回開催

平成29年11月 9日 同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申

平成29年11月13日 県の自己評価の確定, 条例第10条の書面（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳細は、別添資料2のとおり）。

なお、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項等）に対する県としての検討結果は、次のとおりである。

答申内容に対する検討結果

【答申記1】

地域に根ざした魅力ある職業教育拠点校の特色を発揮できるよう、農業系学科、商業系学科に加え、商品の企画開発や宣伝広告のデザインなどを学ぶ、県内初のデザイン系学科について、教育内容や連携の在り方等を十分に検討すること。

【検討結果1】

教育内容や連携の在り方については、平成29年度に基本構想をまとめたところであるが、平成30年度以降に具体的に教育内容や学校運営の在り方について検討し、魅力ある高校づくりに努める。

【答申記2】

工事期間中は、生徒等の安全確保及び学習環境の維持に配慮すること。

【検討結果2】

施工に当たっては、施工範囲と生徒が日常的に活動する範囲とを明確に区分して生徒等の安全を確保する。また、日常の学習や学校行事も含めて学校の教育活動に支障がないように、学校側と十分に調整する。

【答申記3】

白石川の氾濫等の災害に備え、防災対策を十分に検討すること。

【検討結果3】

教育委員会において東日本大震災の教訓から策定した「みやぎ学校安全基本指針」をもとに、あらゆる場面と様々な自然災害を想定した「学校防災マニュアル」を作成することにより、日常的には防災訓練や防災教育を行い、災害発生時には応急対応を適切に行い、生徒、教職員等の安全に万全を図る。

事業概要

I 事業の概要

| 事業の名称 | 南部地区職業教育拠点校整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|-----|----------|-----------|-----|----------------|-------------------|------------|---|---|-----|--|--|------|---|---|
| 事業の概要 | <p>【概要】 南部地区職業教育拠点校（以下、「拠点校」と言う。）は、南部地区（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）の柴田郡大河原町に所在する柴田農林高等学校と大河原商業高等学校の2つの職業に関する学科を置く高等学校（以下「専門高校」と言う。）を統合し、地域産業を担う人材の育成や地域産業や社会との連携から地域振興への貢献を設置目的とした新たな職業教育拠点校を整備するものである。</p> <p>○南部地区職業教育拠点校の概要 ①学校規模：各学年6学級 ②学科構成：農業系学科2，商業系学科3，デザイン系学科1 ③所在地：現在の柴田農林高等学校敷地</p> <p>○柴田農林高等学校と大河原商業高等学校の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>柴田農林高等学校</th> <th>大河原商業高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>柴田郡大河原町字上川原7-2</td> <td>柴田郡大河原町大谷西原前154-6</td> </tr> <tr> <td>平成29年度募集定員</td> <td>4学級（1学級40名） 食農科学科1 動物科学科1 森林環境科1 園芸工学科1</td> <td>5学級（1学級40名） 流通マネジメント科2 情報システム科2 OA会計科1</td> </tr> <tr> <td>生徒数</td> <td>生徒数 440名 1学年 160名 2学年 139名 3学年 141名</td> <td>生徒数 583名 1学年 195名 2学年 193名 3学年 195名</td> </tr> <tr> <td>施設規模</td> <td>校舎 4,775.13m² 本校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・3階建，築48年 南校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・2階建，築37年 農業実習施設 2,224.12m² 全14棟 ・木造／鉄骨造 ・平屋，2階建 ・築41年～63年</td> <td>校舎 9,682.49m² 北校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・4階建，築41年 南校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・3階建，築45年 商業科特別教室 ・鉄骨造 ・2階建，築49年 第7校舎 ・木造 ・2階建，築54年</td> </tr> </tbody> </table> <p>≪附属資料1 学校位置図≫ ≪附属資料2 柴田農林高等学校現況写真 大河原商業高等学校現況地図≫ ≪附属資料3 現在の柴田農林高等学校配置図 現在の大河原商業高等学校配置図≫</p> | | 学校名 | 柴田農林高等学校 | 大河原商業高等学校 | 所在地 | 柴田郡大河原町字上川原7-2 | 柴田郡大河原町大谷西原前154-6 | 平成29年度募集定員 | 4学級（1学級40名） 食農科学科1 動物科学科1 森林環境科1 園芸工学科1 | 5学級（1学級40名） 流通マネジメント科2 情報システム科2 OA会計科1 | 生徒数 | 生徒数 440名 1学年 160名 2学年 139名 3学年 141名 | 生徒数 583名 1学年 195名 2学年 193名 3学年 195名 | 施設規模 | 校舎 4,775.13m ² 本校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・3階建，築48年 南校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・2階建，築37年 農業実習施設 2,224.12m ² 全14棟 ・木造／鉄骨造 ・平屋，2階建 ・築41年～63年 | 校舎 9,682.49m ² 北校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・4階建，築41年 南校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・3階建，築45年 商業科特別教室 ・鉄骨造 ・2階建，築49年 第7校舎 ・木造 ・2階建，築54年 |
| 学校名 | 柴田農林高等学校 | 大河原商業高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 柴田郡大河原町字上川原7-2 | 柴田郡大河原町大谷西原前154-6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年度募集定員 | 4学級（1学級40名） 食農科学科1 動物科学科1 森林環境科1 園芸工学科1 | 5学級（1学級40名） 流通マネジメント科2 情報システム科2 OA会計科1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生徒数 | 生徒数 440名 1学年 160名 2学年 139名 3学年 141名 | 生徒数 583名 1学年 195名 2学年 193名 3学年 195名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設規模 | 校舎 4,775.13m ² 本校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・3階建，築48年 南校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・2階建，築37年 農業実習施設 2,224.12m ² 全14棟 ・木造／鉄骨造 ・平屋，2階建 ・築41年～63年 | 校舎 9,682.49m ² 北校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・4階建，築41年 南校舎 ・鉄筋コンクリート造 ・3階建，築45年 商業科特別教室 ・鉄骨造 ・2階建，築49年 第7校舎 ・木造 ・2階建，築54年 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----------------|---|
| | <p>【上位計画との関連】</p> <p>○宮城の将来ビジョン（平成28年度改訂） 第4章 宮城の未来をつくる33の取組 第2節 安心と活力に満ちた地域社会づくり 2 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり 取組15 着実な学力向上と希望する進路の実現 取組17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり</p> <p>≪附属資料4 宮城の将来ビジョン（平成28年度改訂）抜粋≫</p> <p>○第2期宮城県教育振興基本計画 第4章 施策の展開 2 施策の基本方向 基本方向8 安心して楽しく学べる教育環境づくり (4) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 重点的取組12</p> <p>≪附属資料5 第2期宮城県教育振興基本計画 抜粋≫</p> <p>○新県立高校将来構想 第3次実施計画 第3章 社会情勢の変化に的確に対応した学科編成・学校配置 4 学校配置計画・学科編成 (2) 南部地区における職業教育拠点校の新設</p> <p>≪附属資料6 新県立高校将来構想 第3次実施計画≫</p> |
| <p>事業計画の背景</p> | <p>【背景】 南部地区において想定される生徒数の減少等を踏まえて、柴田郡大河原町内にある2つの専門高校である柴田農林高等学校と大河原商業高等学校を再編し、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進するため、新たな職業教育拠点校を設置する。 既存2校の施設については、柴田農林高等学校の校舎が昭和44年、大河原商業高等学校の校舎が昭和51年の建設で老朽化が進んでいること、また、拠点校には既存2校の農業系学科、商業系学科の他にデザイン系学科を設置することとしており、既存校の校舎では授業の実施が困難であることから、新たな校舎等を整備するものである。</p> <p>【期待される効果】 (1) 地域への貢献を念頭に置いた発展的な職業教育の展開を通して、地域ブランドの創出や地域振興に資する人材育成ができる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>拠点校の設置目的として下記の3点を標榜している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門的な知識や技術を持ち、地域産業を担う人材の育成 ○6次産業化を軸とした学科間連携による発展的な専門教育の展開 ○地域産業や地域社会との連携・交流の充実及び地域ブランドの創出等を通じた地域振興への貢献 <p>拠点校には、既存2校の農業系学科と商業系学科のほかにデザイン系学科を設置する。</p> <p>拠点校においては、既存2校の教育内容を継承して専門的な知識や技術の確実な習得を図る一方で、地域との連携や地域貢献を意識して学科の枠を超えた発展的な学習に取り組み、学校全体として新たな価値の創造を図る。</p> </div> <p>≪附属資料7 柴田農林高等学校及び大河原商業高等学校の再編統合に係る報告書≫</p> <p>≪附属資料8 南部地区統合校教育基本構想≫</p> <p>(2) 魅力ある学校づくりと同時に中学校卒業生数の減少に対応することができる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>南部地区では、平成28年から平成38年までの10年間で中学校卒業生数が350人（22%）減少することが見込まれており、これに伴い県立学校の学級減や再編統合を行い、入学者定員の適正化を図る必要がある。</p> <p>1学年の学級数は、既存2校が柴田農林高等学校4学級、大河原商業高等学校5学級の計9学級であるのに対して拠点校は 農業系2学級、商業系3学級、デザイン系1学級の計6学級としており、</p> </div> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>3学級（120人）の定員が削減される。 定員を削減する一方で、公立高校としては県内初となるデザイン系学科を設置し、中学生の学校選択の幅を広げるとともに地域連携や学科間連携による新たな価値の創造により魅力ある学校づくりに取り組む。</p> <p>-----</p> <p>≪附属資料9 本県の中学校卒業生数の推移・将来予測≫</p> <p>(3) 老朽化した施設の更新により、安全で良好な教育環境が整う。</p> <p>-----</p> <p>既存2校の施設については、柴田農林高等学校の校舎が昭和44年、大河原商業高等学校の校舎が昭和51年の建設で老朽化が進んでいる。 今回、拠点校を設置するのは、柴田農林高等学校の敷地内であるが、前述のように拠点校には農業系学科の他に、商業系学科とデザイン系学科を設置することとしており、既存の校舎では授業の実施が困難であることから、新たな校舎等を整備するものである。 校舎建替で施設が充実し、より安全で良好な教育環境が整う。</p> |
| <p>これまでの取組状況</p> | <p>○平成28年3月～平成28年9月 地元首長、教育関係者などで構成する「大河原地域における高校のあり方検討会議」を5回開催し、農業・商業教育の今後の方向性や新しい学科について検討し、報告書を取りまとめた。 【報告書の内容】 ・設置学科は農業系学科、商業系学科、デザイン系学科の3学科とする。 ・学校全体で『地域ブランドの確立』を通じた地域振興への貢献を目指す。 ・3学科が連携することで『6次産業化』の一体的・循環的な学びの構築が可能となる。</p> <p>○平成29年2月 新県立高校将来構想第3次実施計画に「南部地区における職業教育拠点校の新設」を位置づけた。</p> <p>○平成29年3月～平成29年7月 「南部地区統合校教育基本構想会議」（専門部会も含め延べ13回）を開催し、各専門学科の具体的な教育内容及びそれに伴い必要となる施設について検討した。</p> |
| <p>今後のスケジュール</p> | <p>平成29年度 大規模事業評価、プロポーザル方式による設計事業者選定 平成30年度 基本設計・詳細設計 平成31年度 基本設計・詳細設計、仮設校舎建設、南校舎解体 平成32年度 南校舎解体、新校舎・農業実習棟建設 平成33年度 ～平成34年度 新校舎・農業実習棟建設 平成36年度 ～平成37年度 旧校舎・旧実習施設解体（設計含む）</p> <p>供用開始予定 平成35年4月</p> |

II 事業内容

| | | |
|------|-----------|---|
| 用地関係 | 予 定 地 | 柴田郡大河原町字上川原7の2 |
| | 用地確保の状況 | 用地の確保 <input checked="" type="checkbox"/> ・未 造成面積 — m ² <input checked="" type="checkbox"/> 県有地・民有地買上・民有地借り上げ・() |
| | 敷 地 面 積 | 24,673.18 m ² |
| | 規 制 の 状 況 | 規制区域 — 用 途 第2種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容 積 率 150% そ の 他 建築基準法第22条地域 |
| 建設関係 | 事 業 規 模 | 延べ床面積 校舎 9,187.31 m ² 農業実習棟 1,644.44 m ² 構造 鉄筋コンクリート造, 鉄骨造 整備される主な施設 校舎, 農業実習棟 《附属資料10 施設整備概要》 |

III 事業費

| | | | |
|-----------|-------|--|----------|
| 建設費 | A | 調査費 | 24百万円 |
| | | 設計費 | 190百万円 |
| | | 工事費 (監理費込み) | 6,773百万円 |
| | | その他 (用地費, 負担金等) | 0百万円 |
| 合 計 | | 6,987百万円 | |
| 【財源内訳】 県債 | | 6,053百万円 | |
| 一般財源 | | 934百万円 | |
| 合 計 | | 6,987百万円 | |
| 維持管理費 | B | 40年間の維持管理費の累計 〈建設後の施設の利用を平成35年～平成74年の40年間と想定〉 | |
| | | 人的経費 | 524百万円 |
| | | 修繕・補修関係経費 | 2,886百万円 |
| | | 運営・管理経費 | 2,798百万円 |
| その他 () | | | |
| 合 計 | | 6,208百万円 | |
| 【財源内訳】 県債 | | 2,440百万円 (大規模修繕分) | |
| 財産収入 | | 787百万円 | |
| 一般財源 | | 2,981百万円 | |
| 合 計 | | 6,208百万円 | |
| 合計 | A + B | 13,195百万円 | |

評 価 結 果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

【事業の必要性】

- 南部地区においては、今後10年間で中学校卒業者が約2割程度減少する見込みであり、中学校卒業生数の減少を踏まえ、同じ柴田郡大河原町に所在する柴田農林高等学校と大河原商業高等学校を再編統合するものである。
- 拠点校は、農業系学科の実習農場確保のために現在の柴田農林高等学校の敷地内に設置することとするが、柴田農林高等学校の現有施設は商業系学科やデザイン系学科の授業実施に必要な施設を有していないこと、また老朽化も著しいため新たな校舎及び実習棟が必要である。

【現施設の状況（施設の規模、利用状況、耐用年数）】

- 柴田農林高等学校 校舎（2棟） 4,775.13㎡（鉄筋コンクリート造／昭和44年，55年築）
農業実習施設（6棟）865.28㎡（木造／昭和29年，38年，44年，45年築）
農業実習施設（8棟）1,358.84㎡（鉄骨造／昭和45～51年築）
温室（3棟）367.50㎡（鉄骨造／昭和57年築） その他

生徒数 440人

（1年生160人，2年生139人，3年生141人；平成29年5月1日時点）

耐用年数 鉄筋コンクリート造47年，鉄骨造19～34年，木造22年

（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

- 県立高等学校は、学校教育法第2条及び第5条に基づき県が設置・管理する施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負う。
- 学校施設は、本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場として供されるもので、一定の要件を満たす全ての県民が対象となり、また便益も特定の県民に限定されるものではないと考えられる。

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。（第3号関係）

- 中学校卒業生数の減少が見込まれている南部地区においては、中学校卒業生数の減少に合わせた県立高校の定員調整をする必要があるほか、地方創生に向けた動きの中で県立高校も地域連携や地域貢献への取組が以前にも増して重視され、地域において県立高校が果たす役割への期待も高まっているところである。このような高校を取り巻く社会環境、社会的要請の変化に早急かつ適切に対応するとともに、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進することが求められていることから、再編統合することが適当と判断した。
- 今回解体する予定の柴田農林高等学校の施設は、昭和55年に建設された校舎（南校舎）を除いては、本校舎（鉄筋コンクリート造）が昭和44年築（築48年）で法令上の耐用年数47年を超過しているのをはじめ、その他の実習施設も鉄骨造又は木造であり、耐用年数を超過しているため、更新が必要である。

4 事業の手法が適切であるかどうか。（第4号関係）

- 以下の理由から、PFI導入による財政面及びサービス面でのメリットが見出しにくいことから従来方式による実施が総合的に妥当であると判断した。
- VFM（Value For Money：支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合）が見込まれな

いこと。

- 民間の創意工夫を発揮する余地が大きい運營業務について、学校教育法（第62条。第37条第4項の準用規定）で校務は専ら教職員が行うこととされているため、民間が担える範囲が限定的であること。
- 食堂運営や警備業務に関しては、既に入札により民間委託されており、費用の適正化が図られていること。

PPP・PFI導入調整会議等での検討結果

平成29年8月7日に開催したPPP・PFI導入調整会議における検討の結果、当該事業については、従来方式による実施が適当と判断した。

《附属資料11 PPP・PFI検討調書》

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。（第5号関係）

【現在地（学校敷地内）に建替えることについて】

- 以下の理由から、現在地（学校敷地内）に建替えることが適切と判断する。
 - ①現在地において、改築に必要な面積が確保されていること。
 - ②当該敷地は県有地であり、また、農業系学科の実習に必要な農地を有していることから、新たな用地取得が不要であり、用地取得に要する財政的な負担が生じないこと。
 - ③JR大河原駅から約1.2kmと近く、公共交通機関の便が良いこと。
 - ④近隣には県大河原合同庁舎、運動施設を有する町営の大河原公園のほか各小中学校、高等学校等の公共・教育施設が立地しており、教育環境として良好であること。

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。（第6号関係）

- 中学校卒業生数の減少が見込まれている南部地区においては、中学校卒業生数の減少に合わせた県立高校の定員調整をする必要がある。定員調整の方法には今回の再編統合の他に学級減する方法もあるものの、学校の小規模化を招き、さらに学校の活力が低下する可能性がある。今回は既存2校を統合するとともに、県内初のデザイン系学科を設置することで、魅力ある学校づくりと、学校の活力維持を図ることができる。
- また、地域連携と学科間連携による地域ブランドの創造、地域産業を担う人材の育成をコンセプトとすることで、地方創生に資する学校とすることができる。
- 柴田農林高等学校の校舎は老朽化が進んでいること、商業系、デザイン系に対応できないことその他、平成7年に男女共学化し、現在、女子の比率が4割を超える中、男子校時代の施設であるため、更衣室が屋外にしかないことや、バリアフリー化が進んでいないことなど施設面での問題を抱えており、新たな校舎建設によりこれらの問題が解決される。

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。（第7号関係）

- 現在地への校舎建替えであり、基本的に土地の形状変更を伴うものではないことから、周辺環境に新たな影響を与える可能性は低いと考えられる。事業実施に当たっては宮城県環境保全率先実行計画に則り、環境負荷の低減に配慮した基本設計の実施及び施工を行うものとし、新校舎建設や既設校舎解体の際にも周辺環境に配慮した工法等により行う。
《附属資料12 宮城県環境保全率先実行計画 抜粋》

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業費財源に関するリスク】

- 現在のところ想定されるリスクはない。

【災害に関するリスク】

- 新校舎については、新耐震基準により建築されることから、地震災害に対する耐震性能が確保される。
- 建設地は阿武隈川水系白石川に近接し、洪水浸水想定区域内にある（想定最大規模降雨で3.0m～5.0m浸水）。
教育委員会では東日本大震災の教訓から「みやぎ学校安全基本指針」を策定し、各学校においては、防災訓練や防災教育などの日常的な危機管理や災害発生時の危機管理、発生後の学校再開までの対応等、あらゆる場面と様々な自然災害を想定してまとめた「学校防災マニュアル」を作成している。

○拠点校においても「学校防災マニュアル」を作成し、風水害に限らず様々な災害から生徒や教職員を守るために万全を期すものである。
 ≪附属資料13 みやぎ学校安全基本指針【概要版】≫

9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

| | | | |
|---------------|--|--|------------------|
| 建設費 (再掲) | A | 調査費 | 24百万円 |
| | | 設計費 | 190百万円 |
| | | 工事費(監理費込み) | 6,773百万円 |
| | | その他(用地費,負担金等) | 0百万円 |
| | | 合計 | 6,987百万円 |
| | | 【財源内訳】 県債 | 6,053百万円 |
| | | 一般財源 | 934百万円 |
| | | 合計 | 6,987百万円 |
| 維持管理費 (再掲) | B | 40年間の維持管理費の累計 (建設後の施設の利用を平成35年～平成74年の40年間と想定) | |
| | | 人的経費 | 524百万円 |
| | | 修繕・補修関係経費 | 2,886百万円 |
| | | 運営・管理経費 | 2,798百万円 |
| | | その他() | |
| | | 合計 | 6,208百万円 |
| | | 【財源内訳】 県債 | 2,440百万円(大規模修繕分) |
| | | 財産収入 | 787百万円 |
| | | 一般財源 | 2,981百万円 |
| | | 合計 | 6,208百万円 |
| 合計 (再掲) | A+B | | 13,195百万円 |
| 投入職員数 | ○平成30年度～平成34年度(供用開始まで) 延べ300人(2人×2.5日×60月) 教育庁施設整備課職員が,設計及び建設工事について,関係課職員及び設計事務所及び工事請負業者との打合せを月に2～3日実施。 ○平成36年度～平成38年度(旧校舎・実習施設解体) 延べ140人(2人×2.5日×28月) 教育庁施設整備課職員が関係課,地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3回実施。 | | |
| 関連事業費 | | | |

以上のとおり,南部地区職業教育拠点校整備事業について県が評価を行った結果,事業の実施は適切と判断した。



宮行評委第8号
平成29年11月9日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長

堀切川 一 男



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部
部会長

奥村



「南部地区職業教育拠点校整備事業」及び「宮城第一高等学校校舎等改築事業」に係る大規模事業評価について（答申）

平成29年8月29日付け復政第38号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙1及び別紙2のとおり答申します。

(別紙1)

南部地区職業教育拠点校整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 地域に根ざした魅力ある職業教育拠点校の特色を発揮できるよう、農業系学科、商業系学科に加え、商品の企画開発や宣伝広告のデザインなどを学ぶ、県内初のデザイン系学科について、教育内容や連携の在り方等を十分に検討すること。
- 2 工事期間中は、生徒等の安全確保及び学習環境の維持に配慮すること。
- 3 白石川の氾濫等の災害に備え、防災対策を十分に検討すること。

(別紙2)

宮城第一高等学校校舎等改築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 進学拠点校の特色を活かしつつ、学習効果の一層の向上、さらには生徒募集の際の強みの発信につながるよう、共学校として魅力ある学習環境の整備に努めること。
- 2 工事期間中は、生徒等の安全確保及び学習環境の維持に配慮すること。

